

## ロンドン事務所

### 【ウェールズの地方公共サービス評価報告書が発表に】英国

ウェールズ政府の委託によるウェールズの地方公共サービスに関する評価報告書、「境界線を越えて (Beyond the Boundaries)」が発表された。報告書は、「ウェールズを構成する22のユニタリー<sup>1</sup>は、より緊密に、より良い形で連携しなければならない」と結論づけ、一方、自治体の再編成・合併については、当面の間は行うべきではないとして5年後の再検討を提言した。ウェールズ議会は既に、ウェールズ政府の機能見直しを受け、多くの行政執行機関<sup>2</sup>を政府機構に組み込んでいる。

ウェールズ政府のモーガン首相は2005年7月、地方自治体協議会 (LGA) の元会長であり現在副会長を務めるジェレミー・ビーチャム氏を、ウェールズの「公共サービス見直し (Review of Local Service Delivery)」の責任者に指名した。ウェールズ政府のエセックス財務・公共サービス大臣が2005年9月に発表したこの見直し作業の委託内容は、「地方公共サービス提供の方法における、抜本的で革新的な改善点を見極めること。また、革新を後押しするため、説明責任に関連した既存の手法をどのように利用、発展、適応できるか考察すること」となっていた。

報告書は、ウェールズ政府による公共サービス改革戦略「繋がり構築 (Making the Connections)」で既に用いられている協調的アプローチをさらに発展させることを求め、さらに、「小さな国における、市民を中心とした、能率的で説明責任を有するサービス」という共通の原則の確立と、国・地域の両レベルでより意欲ある指導体制を構築することを求めた。具体的には、官僚主義からの脱皮、ウェールズ政府から地方自治体へ支払われる補助金制度の簡素化、監査の規模縮小、地方自治体と、その他の官・民およびボランティア部門の組織間の連携強化などを求めている。1996年に誕生した22のユニタリーの再編は、現時点では望ましくないとしたが、2011年の再検討を提言した。同報告書は、ウェールズ政府内閣及び野党から共に歓迎されており、今後、ウェールズ政府が既に進めている公共サービス改革に組み込まれることになる。

ウェールズについては、以前は中央政府に置かれたウェールズ省がウェールズ大臣の下に行政権限を有していたが、1999年、カーディフ市に創設されたウェールズ議会にその権限が移行された。しかし、ウェールズの主たる法令は現在も中央政府で制定されている。

---

<sup>1</sup>一層制の自治体

<sup>2</sup> executive agencies: 日本の外郭団体に近い組織

英国では、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの地方自治体は、それぞれ異なる制度の下に機能している。中央政府の北アイルランド省は2005年、「行政評価 (Review of Public Administration)」の結果を発表し、北アイルランドの26 の地方自治体を、より大規模な7つの地方自治体にまとめるよう提言した。スコットランド自治政府は今年、地方公共サービスの見直し作業を開始しており、またイングランドについては現在、ライオンズ卿が地方自治体の機能と財政に関する報告書を作成しているところである。

(参考)

<http://www.wlga.gov.uk/content.php?nID=7;ID=43;lID=1>

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/wales/5163278.stm>

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/wales/5180120.stm>

<http://new.wales.gov.uk/about/strategy/makingtheconnections/beechemreview/local servicedelivery/?lang=en>

<http://new.wales.gov.uk/news/pressreleasearchive/localgovfinance/July06/100706beechem?lang=en>

<http://new.wales.gov.uk/news/pressreleasearchive/localgovfinance/July06/110706review?lang=en>

## 【ロンドン市長の権限が大幅拡大】英国

リビングストン・ロンドン市長の権限が大幅に拡大されることになった。これは、2005年の総選挙で与党労働党がマニフェスト(政権公約)に盛り込んでいたもので、副首相府(ODPM)(当時)によるロンドン市の権限見直し作業を受けた措置である。大半は、秋のクイーンズ・スピーチ(国会開会時に女王が行う演説で、会期中に審議予定の政府法案を読み上げる)に盛り込まれ、法整備を経て来年にも実施される見通し(立法の必要がない事項などもある)。

ケリー・コミュニティー・地方自治大臣と、前述の見直し作業の責任者だったフィッツパトリック・ロンドン担当大臣によって発表されたこの措置により、同市長は、住宅政策や都市計画、職業訓練、廃棄物処理、文化政策などに関して新たな権限を与えられる。特に、ロンドンの33の自治体による都市計画政策に介入する権限と、戦略的重要性を持つ都市計画について意見の一致がみられない際、調停をする権限を得たことが大きな変化である。

現在「ロンドン住宅委員会(the London Housing Board)」の所管となっているロンドンの公営住宅政策は、市長の所管となり、公営住宅への支出とより安価な民間住宅の建設などについても監督を行うことになる。その他の分野では、市長は、新たに創設される「ロンドン職業技術・雇用委員会(the London Skills and Employment Board)」の委員長に就任し、「ロンドンにおける職業技術取得の奨励」という新たな責務を担う。また、「ロンドン廃棄物・リサイクル会議

(the London Waste and Recycling Forum)」が新設され、市長とロンドンの各区、廃棄物関連当局が、廃棄物処理及びリサイクルの実施状況と、同市長による廃棄物処理政策の遵守状況を監視する。さらに市長は、「ロンドン美術評議会(the Arts Council of London)」、「ロンドン地域スポーツ委員会(the London Regional Sports Board)」、「ロンドン美術館、図書館、記録保管所委員会(Museums, Libraries and Archives London)」<sup>3</sup>の会長および委員会メンバーを指名することができるようになる。

ロンドン市とその実務機関(functional bodies)に関する変更も発表された。ロンドン議会から市長への提言は市長によって必ず検討され、提言を受け入れない場合、市長はその理由を明らかにする義務が生じる。また市長は、ロンドン警察局<sup>4</sup>(Metropolitan Police Authority)議長の指名権を与えられ、自身が同ポストに就くことも可能になるほか、ロンドン交通局及びロンドン消防・緊急時計画局の理事会メンバーを政界から指名することもできるようになる。

政府は、今回の措置が、イングランドの他の大都市が直接公選首長制度の導入を検討するきっかけになることを期待している。イングランドの8つの「中核都市」<sup>5</sup>は最近、コミュニティー・地方自治省に対し、都市圏域(city region)<sup>6</sup>化と直接公選首長制導入の計画書提出を拒否したばかりである。

(参考)

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2201>

[http://www.london.gov.uk/view\\_press\\_release.jsp?releaseid=8621](http://www.london.gov.uk/view_press_release.jsp?releaseid=8621)

### 【警察組織の統合計画が白紙に】英国

政府は、イングランドとウェールズの警察組織を統合し、テロ行為と組織犯罪に対抗するための戦略を持った新組織を創設する計画だったが、資金不足のためこの構想が破棄されたことが分かった。

自主的に統合するはずだったランカシャー県とカンブリア県の警察組織が自らの予算だけでは統合に必要な費用を捻出できないことが判明したのに続き、財務省が警察統合計画に対する財政的援助の可能性を否定したのを受け、内務省は計画の中止を発

---

<sup>3</sup> ロンドン市内の美術館、図書館、記録保管所を代表する政府出資機関

<sup>4</sup> ロンドン警視庁の機能を監視する組織

<sup>5</sup> バーミンガム市、ノッティンガム市、ニューカッスル市、リバプール市、ブリストル市、シェフィールド市、リーズ市、マンチェスター市

<sup>6</sup> 大都市が、その周辺の後背地を含めて一つの地域を形成しているとみなす考え方。後背地は雇用の場を大都市に頼っており、大都市は労働力を後背地に頼っている。

表した。前述の2県を除く全ての統合計画に対し、警察組織から強い反対意見があがって訴訟に発展する可能性が出ていたという事情もあり、政府は、統合作業は実行不可能であることを認めざるを得なかった。内務省は、警察組織間の連携強化や、警察組織間の合同組織の創設及び最近の消防サービスの組織再編を反映した、カウンティ（日本の県に相当する地方自治体）ベースの地域警察組織創設などが適切な代替策であるとの考えを示している。

警察組織再編案は、昨年10月発表の「警察検査局（Her Majesty's Inspectorate of Constabulary）」<sup>7</sup>による報告書で提案されたものである。報告書は、現在の警察機構が目的に適っているかどうか、テロなどの新たな脅威に対処できるかといった点に関する検討に基づき、警察組織の再編を提唱していた。

テロ対策は現在、下部組織である各警察組織が担当し、国家犯罪情報局（the National Criminal Intelligence Agency）や、ロンドン警視庁特捜部（the Special Branch）、情報局保安部（MI5）が、諜報活動を通して警察の業務を補完している。組織再編が行われていれば、イングランドとウェールズの43の警察組織は10の「戦略的な」組織に統合されるはずだった。また、ウェールズの警察組織は一つにまとめられる構想だった。

消防サービスは最近、組織再編が実施されているが、下院のコミュニティー・地方自治特別委員会は7月、昨年8月から始まっているコントロールセンターの所轄地域変更を厳しく批判する報告書を発表した。同委のメンバーおよび野党は、同報告書を機と捉え、「警察組織の再編計画破棄に鑑みて、コントロールセンターの改革も取りやめるべき」と訴えている。

（参考）

<http://police.homeoffice.gov.uk/police-reform/force-restructuring>

<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,2-2267782,00.html>

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmselect/cmcomloc/872/87202.htm>

## 【連邦首相府で多文化共生サミットの開催】ドイツ

ドイツの人口は現在8,250万人であり、そのうちの1,500万人は外国生まれ、または両親が外国人である。ここ最近では、多文化共生政策、つまり外国生まれやドイツ語圏以外の文化的背景を持っている人々をいかにドイツに融合できるか、特に第2世代や第3世代のドイツ生まれで外国文化を背景に持つ人々の生活を改善できるか、そして社

---

<sup>7</sup> 警察業務の適正さを検査する政府組織

会的な共同生活をいかにして促進できるかということが注目されている。現在の連立政権もこのテーマを重点政策として取り扱っている。

この分野の政策を新しく打ち出すための第一歩として、7月14日にベルリンの首相府で「多文化共生サミット」が行われた。連邦政府の代表者と連邦議会議員、何人かの州首相、地方自治体代表者、民間企業、スポーツと教会の代表者、そして外国人団体の代表者合計87人が集まり、一日議論を行った。主なテーマは、移民の問題全般、ドイツ語を修得するための言語サポート、労働市場における移民の人々を取り巻く困難な状況であった。地方自治体を代表する3団体はサミット前に共同宣言を発表し、その中で多文化共生を実現するため地方自治体、特に都市の重要な役割を強調し、外国人住民の比率が高い都市の先進的な取り組みから習うべき点に注目を呼びかけている。

メルケル連邦首相は、サミットは歴史的な成功であったと発言した。解決策を生み出すことが目的ではなく、普段会う機会がない人々に対話の場を提供することが主な目的であったと強調した。サミットのメッセージは、移民はドイツ語の修得などを通じてドイツを自分の居場所にする努力さえすれば、ドイツに歓迎されるということである。非ドイツ語圏の背景を持つ人々のドイツへの融合、つまり多文化共生ということは、二つの方向に動く過程であるとメルケル首相は説明した。移民は、入っていく社会に変更をもたらすことはその一つで、19世紀にルール地帯におけるポーランドからの多数移住がもたらした変化と現在まで続く伝統をその例に挙げた。しかし、もう一つの方向は、移住するということは、他国に入ってくる人々に、その国の価値観の受け入れと諸規制に対する理解と順守も要求される。

しかし、サミットでは、ドイツにすでに在住する移民に対し、歓迎よりは移民に対する要求だけが強く認識されていることが議論のなかで浮き彫りにされていた。その受け止め方の問題についてはもう一つの山を越える努力がまだ必要である。

サミットの具体的な結果としては、移民問題について6つの委員会を設置することが決定された。①「融合を支援するコース作り」、②「ドイツ語授業と子供に対するドイツ語サポート体制」、③「移民としての背景を持っている人々がより労働市場に参加できるための研修・支援」、④「女性(成人、青少年を問わず)の平等向上」、⑤「地方自治体における多文化共生政策」、⑥「市民の社会的役割強化」をそれぞれテーマとする委員会は、その分野の担当省と密接な関係を持ち、2007年に発表する予定の全国融合計画を合同で作成する。

サミット自体はその一步にすぎなかったため、会議は有意義であったものの、論争というまでには至らなかった。委員会での議論は、具体的な政策議論になると、難しい選択もせざるを得ず、また財政措置についての判断も必要となってくるため、計画が出来上がるまでにはいくつかの難所を越えなければならない。

(参照)

Bundesregierung im Internet zum Integrationsgipfel; „ Gutes Zusammenleben - Klare Regeln “:

<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/BeauftragtefuerIntegration/Integrationsgipfel2006/Ziel/ziel.html>

ebd. „ Integrationsgipfel fast historisches Ereignis “:

<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/BeauftragtefuerIntegration/Integrationsgipfel2006/integrationsgipfel2006.html>

Deutscher Städtetag im Internet; „ Kommunen hoffen auf neue Impulse zur stärkeren Integration von Zuwanderern “:

[http://www.staedtetag.de/10/pressecke/pressediens/artikel/2006/07/11/00380/index.html](http://www.staedtetag.de/10/presseecke/pressediens/artikel/2006/07/11/00380/index.html)

Die Zeit im Internet; „ Nun aber mal konkret “:

<http://www.zeit.de/online/2006/29/Integrationsgipfel?page=all>

n-tv.de im Internet: „ Integrationsgipfel: Ziel, Teilnehmer, Pläne “:

<http://www.n-tv.de/689023.html>

## 【地方自治体に試行を促す法律がブランデンブルク州に成立】ドイツ

ブランデンブルク州の州議会は地方自治体がサービス提供を変更、または業務を完全に停止することを可能にする規定が含まれる法律を可決した。この規定は「基準緩和規定」と呼ばれ、基準が州によって決められた範囲内で地方自治体は基準を満たさない事項について州に申請する可能性を導入した。この規定が「第1ブランデンブルク州官僚主義改善法」の主な条項である。地方自治体には、新しい方策を実験的に導入すること、または必要ないと判断された業務の廃止といった大胆な試み可以实现できるようになる。

このような地方自治体の実験的な試みを可能にする枠作りは他の州でも行われている。90年代後半に多くの州は地方自治体の財政管理及び予算・決算に対する規定を緩和し、この分野での限られた実験を可能にただけでなく、他の分野にも及ぶ実験的試みを認めた規定も存在する。この場合、州に個別に申請し、許可を得る仕組みとなっている上、期間が限定されている。ブランデンブルク州も同じ方法を採用している。隣のメクレンブルク・フォアポンメルン州では、このような法律が2004年に導入された。この法律の場合、申請によって人事的や物理的な基準が緩和される分野は文化、スポーツ、青少年サービスと児童育児サービス、学校・スポーツ施設・病院についての内部施設の基準、消防隊の服装と装置についての基準、そして公共交通における様々な基準である。メクレンブルク・フォアポンメルン州の経験では、現在まで地方自治体からは申請は期待よりも少なく、10件しかなかった。同州では、州が所管している

規制のみが対象であり、EUや連邦の規制と基準はそのまま有効であるだけでなく、基準緩和が可能な分野が限定されているのが申請の少なさの一つの理由であると考えられる。現在のEU加盟国において、地方自治体を守るべきEUの規定が非常に多く、州がその上に定めたものがそれほどないのも事実である。

ブランデンブルク州の基準緩和規定は申請が可能な分野を限定していないため、他州よりも地方自治体の関心は高いかもしれない。一つの自治体の試みが成功と判断された場合、それを州の全自治体に普及させると州政府は期待を膨らませている。

前述した地方自治体の財政管理と予算・決算は、すでにこのような方法で大きな変化が実現できた成功例である。緩和規定が法律に導入されたために可能となったいくつかの地方自治体の実験的に始めた試みが普及し、ほぼ10年後に全州は地方自治体の予算・決算に対する規制を大幅に変え、2010年までに複式簿記を導入するようになっている。(2005年12月に報告。) このようにまず実験的に導入されたものを全面的な制度変更につなげるという方法で、ブランデンブルク州は地方自治体が人口減少や財政難などの難しい現況に対応できるようになることを期待していると考えられる。

(参照)

Städte- und Gemeindebund Brandenburg , “Städte- und Gemeindebund begrüßt Standardöffnungsklausel” :

[http://www.stgb-brandenburg.de/index\\_ie.html](http://www.stgb-brandenburg.de/index_ie.html)

Regierung Mecklenburg-Vorpommern, “Neue Wege mit dem Standardöffnungsgesetz” :

[http://www.mv-regierung.de/im/pages/kommunal/km\\_stoef.htm](http://www.mv-regierung.de/im/pages/kommunal/km_stoef.htm)

Erstes Brandenburgisches Bürokratieabbaugesetz (1. BbgBAG)

[http://www.modellregionen-brandenburg.de/data/multimedia/BbgBAG\\_Endfassung.pdf](http://www.modellregionen-brandenburg.de/data/multimedia/BbgBAG_Endfassung.pdf)

Schwarting, Gunnar (Hochschule für Verwaltungswissenschaften Speyer), “Von der Experimentierklausel zur Standardöffnung - ein neuer Weg zur Vorbereitung von Rechtsvorschriften?”

<http://www.hfv-speyer.de/lba/schwarting/aufsatz8.pdf>